

農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領

制定
29 農振第 2271 号
平成 30 年 3 月 28 日
農林水産省農山村振興局長通知

最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 2884 号

第 1 趣旨

農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振 2325 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 2 の 1 の（2）のイの（イ）の農福連携対策の実施については、実施要綱及び農山漁村振興交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号農林水産事務次官依命通知）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

本事業は、福祉農園等の整備、福祉と連携した農林水産業に関わる活動等を行う次に掲げる取組を支援するものとする。その具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額については、別表に定めるものとする。

1 農福連携整備事業

（1）福祉農園等整備事業

障害者や生活困窮者等の雇用及び就労等を目的とした福祉農園等の開設及び充実に必要となる施設等の新設、補修又は改修を行う取組

（2）受入環境整備事業

農業経営体が障害者や生活困窮者を受け入れる際に必要となる施設の整備を行う取組

2 農福連携支援事業

（1）福祉農園等支援事業

福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、福祉農園の管理者、当該農園に従事する障害者や生活困窮者等が、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術等を習得することを支援する取組並びに分業体制の構築及び作業マニュアルの作成を行う取組

（2）就農等支援研修事業

就農等を希望する障害者や生活困窮者を農業経営体が受入れて研修を行う取組並びに分業体制の構築及び作業マニュアルの作成を行う取組

3 農福連携人材育成支援事業

（1）農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業

農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材（以下「農業版ジョブコーチ」という。）の育成及び派遣を行う取組

（2）施設外就労コーディネーター育成支援事業

障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（以下「施設外就労コーディネーター」という。）の育成を行う取組

4 普及啓発等推進対策事業

農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組並びに農業と新たな福祉分野との連携及び農福連携の推進に係る調査、研究等を行う取組

第3 事業実施主体

1 第2の1の(1)、2の(1)、3及び4の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる者とする。

社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業等

2 第2の1の(2)及び2の(2)の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる者とする。

地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。）

(1) 目的

(2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

(3) 意思決定方法

(4) 解散した場合の地位の継承者

(5) 事務処理及び会計処理の方法

(6) 会計及び監査の方法

(7) その他運営に関する必要な事項

第4 事業実施期間

次に掲げる事業の実施期間の上限は、原則として、それぞれ次に掲げるところによる。

1 第2の1及び4の事業については、1年間とする。

2 第2の2及び3の事業については、2年間とする。

第5 事業の公募

事業の公募については、別に定める公募要領により、農村振興局長が事業実施提案書の公募を行い、次に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）が交付金交付候補者の選定を行うものとする。

1 第2の1、2及び3の事業を実施しようとする地域が、次に掲げる都道府県に所在する場合にあっては、それぞれ次に掲げる者

(1) 北海道 農村振興局長

(2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長

(3) (2)以外の都道府県 地方農政局長

2 第2の4の事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長

第6 事業の実施手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の策定等

事業実施主体は、第5の選定を受けてから1月以内に、実施要綱第3の農山漁村振興推進計画（以下「振興推進計画」という。）を策定し、実施要綱第4の事業実施計画と併せて、次に定める様式及び別紙様式第5号により地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、第2の1の(2)及び2の(2)の事業を実施する場合にあっては、振興

推進計画の提出に当たり第3の2の地域協議会の設立を確認できる規約等を添付するものとする。

(1) 第2の1、2及び3の事業の様式は、別紙様式第1号及び第2号とする。

(2) 第2の4の事業の様式は、別紙様式第3号及び第4号とする。

2 振興推進計画策定の留意事項

振興推進計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 振興推進計画には、当該計画の実施期間内において実現しようとする目標を定めること。第2の1、2及び3の事業にあっては、雇用及び就労、売上げ、交流人口、作業受委託並びに人材育成人数に係る数値目標を定めること。なお、目標を定めるに当たっては、事業の取組に対応した目標となるようにすることとする。

(2) (1)の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

(3) 振興推進計画の目標及び評価指標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。

3 事業実施計画策定の留意事項

事業実施計画の策定に当たっては、第2の1、2及び3の事業の開始年度において、目標年度（開始年度から起算して3年目の年度をいう。ただし、第2の1の(2)の事業のみ実施する場合にあっては2年目の年度をいう。以下同じ。）までの取組内容を記載するものとする。

4 地方農政局長等は、1により提出された振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、実施要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。

5 事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度において、1年目の成果及び実績を考慮した上で、別紙様式第6号により年度別事業実施計画を策定し、これを別紙様式第7号と併せて4月末日までに地方農政局長等へ報告するものとする。

6 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、4により承認した振興推進計画及び事業実施計画については別紙様式第8号により、5により報告された年度別事業実施計画については別紙様式第9号により、農村振興局長に報告するものとする。

7 1から4までの規定並びに6の振興推進計画及び事業実施計画に係る規定は、振興推進計画及び事業実施計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合において、1の規定中「第5の選定を受けてから1月以内に」とあるのは「振興推進計画及び事業実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

(1) 総事業費の3割を超える増減

(2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 各事業の追加及び廃止

8 交付金交付決定前の着手

(1) 交付対象事業の着手は、原則として、地方農政局長等からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得な

い事情により交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) 農山漁村振興交付金交付決定前着手届の様式は、別紙様式第10号とする。

第7 助成

実施要綱第5により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費については、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、共済費等、補償費、資材等購入費、機械賃料並びに工事費等（第14の1に掲げる経費とする。）とする。

なお、人件費（賃金等）の算定に当たっては、補助事業者の実施に要する人件費の算定等の適性化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第8 実施基準等

別表の選定要件（10）に掲げる基準は、次のとおりとする。

- 1 第2の1の（1）及び2の（1）の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
 - (1) 自立的かつ継続的な取組であって、福祉農園の全国展開に資するものと見込まれること。
 - (2) 障害者等の雇用及び就労を確保しつつ地域農業の維持を図ること、福祉農園で生産された農産物及びその加工品を直売所で販売すること等を通じ地域交流並びに地域コミュニティの維持を図ること、農業の有する福祉的機能（癒しを与える機能等）を通じて障害者の生きがいの創出並びにリハビリ及び介護を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 2 第2の1の（2）及び2の（2）の事業を実施する場合にあっては、障害者の就労を促進しつつ地域農業の維持を図ること、農作業等を通じ地域交流及び地域コミュニティの維持を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 3 第2の3の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
 - (1) 自立的かつ継続的な取組であって、農業版ジョブコーチの育成・派遣及び施設外就労コーディネーターの育成の全国展開に資するものと見込まれること。
 - (2) 障害者の就労を促進しつつ地域農業の維持を図ること、農作業等を通じ地域交流及び地域コミュニティの維持を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 4 第2の1の（1）の事業を実施する場合にあっては、1の基準と併せて、次に掲げる基準を満たすこととする。また、第2の1の（2）の事業を実施する場合にあっては、2の基準と併せて、（1）から（12）までに掲げる基準を満たすこととする。
 - (1) 事業実施計画における施設の利用計画（以下「利用計画」という。）について、施設が必要かつ適切な規模であるとともに、利用計画に沿って施設が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）の期間にわたり適切に利用されると認められること。

- (2) 資金の融通を受ける場合にあっては、資金調達方法が明示されており、事業実施計画における償還計画が作成されるとともに、当該計画が確実に実行されると見込まれること。
- (3) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を対象とするものではないこと。
- (4) 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費が、事業の対象経費となっていないこと。
- (5) 事業の用に供する用地等について、事業実施主体が所有権を有すること若しくは賃借権の設定を受けていること又はこれらの権利を得ることが確実であること。
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく占有の許可、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく許可等を必要とするときは、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、これらを受けることができる事が確実であること。
- (7) 古品又は古材を事業の用に供する場合にあっては、資材の有効利用、事業費の抑制等の観点から、事業実施の実情に即し必要があると認められること。また、次に掲げる条件を満たしていること。
 - ア 古品又は古材を利用することにより事業費が抑制されること。
 - イ 利用する古品又は古材の材質、規格、型式等について、新品又は新資材と統一的な利用とする上で不都合がないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用年数を有するものであること。
 - ウ 古品又は古材の補修費は、交付対象に含まれていないこと。
- (8) 交付対象とする施設等は、原則として耐用年数が 5 年以上のものであること。また、整備された施設等は、共同利用施設とすること。
- (9) 目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果が少ないものは、交付対象としないこと。
- (10) 施設等の規模については、類似する施設等に比べて著しく過大となっていないこと。
- (11) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (12) 都道府県又は市町村が事業実施主体の負担分を負担する場合においては、国の負担額が、事業費から当該都道府県又は当該市町村等が負担する合計金額を差し引いた金額を上回っていないこと。
- (13) 農産物を加工又は販売する施設の整備にあっては、事業実施主体が経営する福祉農園において生産される農産物及び当該事業実施主体と連携して農業生産を行う者が生産する農産物が、当該施設における加工又は販売に供される農産物の過半を占めるものであること。
- (14) 福祉農園の整備に当たっては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産省事務次官依命通知）の記に基づくこと。
- (15) 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）を参考に費用対効果分析を行うこと。

第9 事業の施行

第2の1の(1)の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる事項を踏まえるものとする。

1 事業の施行

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、本事業の施行に当たっては、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たっては、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、総会の議決等所要の手続を行った上で、原則として指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施工による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 施行方法

本事業は、次に掲げる施行方法によって実施するものとし、一の事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行は、原則として請負施工によるものとし、また、機械及び器具の購入は、直営施工によるものとする。

ア 直営施工

(ア) 工事

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、農家・地域住民等参加型の直営施工を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

(イ) 購入

機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係者からのカタログの入手や参考見積りの徴収により予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によるものとする。なお、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないもの

とする。

a 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合

b 競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかつた場合

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもつて、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等については、次に掲げる方法により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、
bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であつて、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合

b 競争入札に付しても入札者がない場合、又は落札に至らなかつた場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施工及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもつて、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合にあっては、総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にし

ておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）と、施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合にあっては、代行施行によるとの理由を明確にし、総会等の議決等の所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいる場合、又は落札に至らなかつた場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合には、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施工体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工

事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指揮監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

2 工事実施の手続

- (1) 事業実施主体は、事業に係る工事に着手するときは、速やかにその旨を別紙様式第11号により、地方農政局長等に届け出るものとする。
- (2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、別紙様式第12号により、地方農政局長等に届け出るものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)による届出があった場合には、現地調査等により完了の確認を行い、不適正な事態がある場合には、手直し等の措置を指示するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(3)による指示があった場合には、手直し等の措置を講じるものとする。

3 契約の適正化

本事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第10 未しゅん功工事の防止

第2の1の(1)の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林水産事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第 11 会計経理

第 2 の 1 の (1) の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、会計経理について、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 本交付金に係る事業費の経理については、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。
- 2 分(負) 担金の徴収に当たっては、負担割合を明確にするため、請求書及び領収書を発行しておくものとする。
- 3 事業費の支払は、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認した上で行うものとし、その都度領収書を受領し保管しておくものとする。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うものとする。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類については、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくものとする。
- 6 人件費(賃金等)の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化についてにより行うものとする

第 12 施設等の管理

第 2 の 1 の (1) 及び (2) の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効果的な運用を図り、適正に管理運営を図るものとする。なお、以下において「財産処分」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号) 第 22 条の規定による財産の処分をいうものとする。

1 管理主体

施設の管理については、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

2 管理方法

- (1) 1 により管理を行う者(以下「管理主体」という。)は、施設等の管理状況を把握するため、補助金等交付事務の取り扱いについて(昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4086 号農林大臣官房経理課長通知)様式第 3 号による財産管理台帳を備え置くものとする。

- (2) 管理主体は、その管理する施設等について、総会の議決等の所要の手続を経て管理規程及び利用規程を定めることにより、適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図るため、更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

- (3) (2) の管理規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を記載するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 保全に関する事項

カ 償却に関する事項

キ 更新に必要な資金の積立に関する事項

ク 管理運営の収支計画に関する事項

ケ その他必要な事項

(4) (2) の利用規程には、次に掲げる項目のうち必要な項目を記載するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 利用者の範囲
- オ 利用方法に関する事項
- カ 利用料に関する事項
- キ その他必要な事項

(5) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整理保存するものとする。

3 財産処分の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかとなった場合において、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替えを行おうとするときは、あらかじめその旨を別紙様式第 13 号により、地方農政局長等に報告するものとする。

また、当該報告があった場合、地方農政局長等は、必要に応じて、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

5 災害等の報告

(1) 事業実施主体は、災害等により、事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施工中に施設の施工済箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は事業の遂行が困難となった場合には、その旨について別紙様式第 14 号により地方農政局長等に速やかに報告し、指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）、防災措置、復旧措置等を明らかにした上で被災状況の写真を添付するものとする。

また、地方農政局長等は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(2) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、別紙様式第 15 号により直ちに地方農政局長等に報告するものとする。

また、当該報告があった場合には、地方農政局長等は、必要に応じて、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

第13 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

第2の1の(1)の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分(負) 担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

(直営施行の場合)

- (1) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (2) 賃金台帳及び労務者出役簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証(建築工事の場合)
- (5) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 入札てん末書類
- (2) 請負等契約書類
- (3) 工事完了届及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証(建築工事の場合)
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 担金徴収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等)
- (4) その他

4 往復文書等

本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程及び利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第14 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 第2の1の(1)の事業に係る交付対象事業費の内容等は、次に掲げるとおりとする。また、第2の1の(2)の事業に係る交付金対象事業費については、(2)の機械器具費の本機購入費の取扱いに準ずるものとし、対象物品の購入に要する経費とする。

(1) 簡易な基盤整備

区画整理等の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 工事費関係 (a) 工事費 (b) 測量設計費	支給品費を含む。 工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
---------------------------------	-----------------------------------

(c) 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が工事期間を超えるものを除く。）
(d) 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要な経費
(e) 実施設計費	
2 工事雑費	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2

（2）機械器具

機械器具の購入に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 付属機械器具 購入費	機械器具は汎用性がないものに限る。
2 工事雑費	本機及び付属機械器具の運送料、定置式機械の据付料

（3）建設工事及び製造請負工事

建設工事及び製造請負工事の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

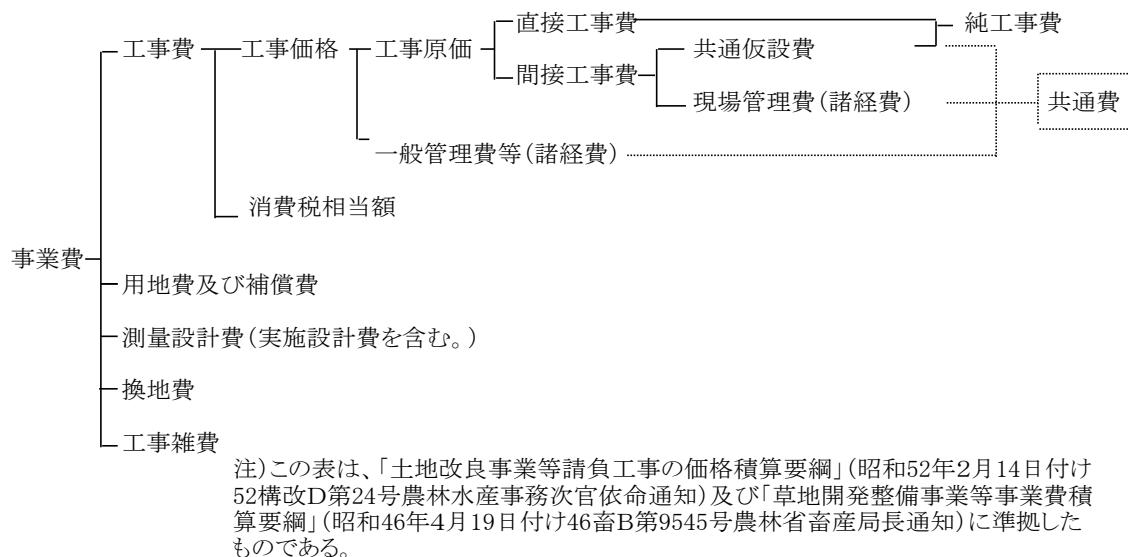
1 工事費 (a) 建設工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2

2 交付対象事業費の構成

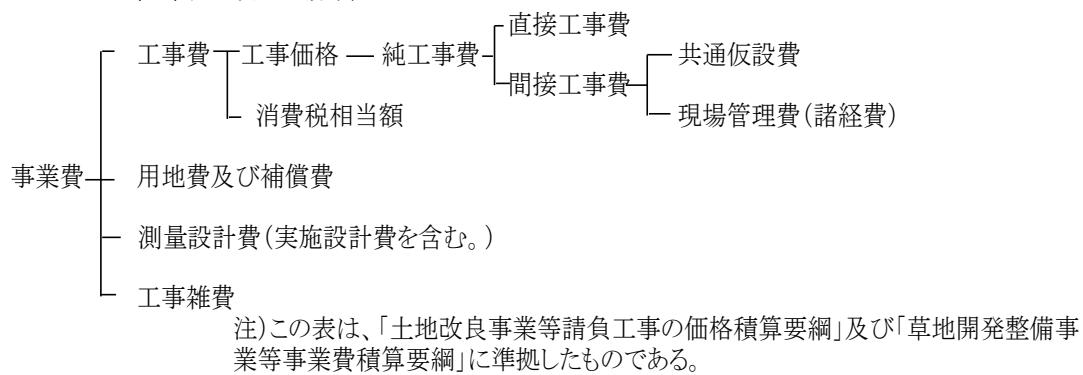
1 の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 基盤整備

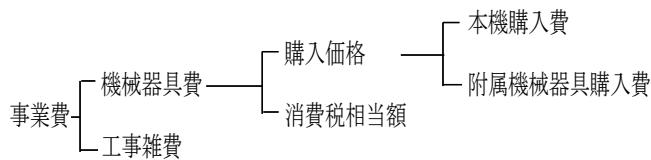
ア 請負施行の場合



イ 直営施行の場合

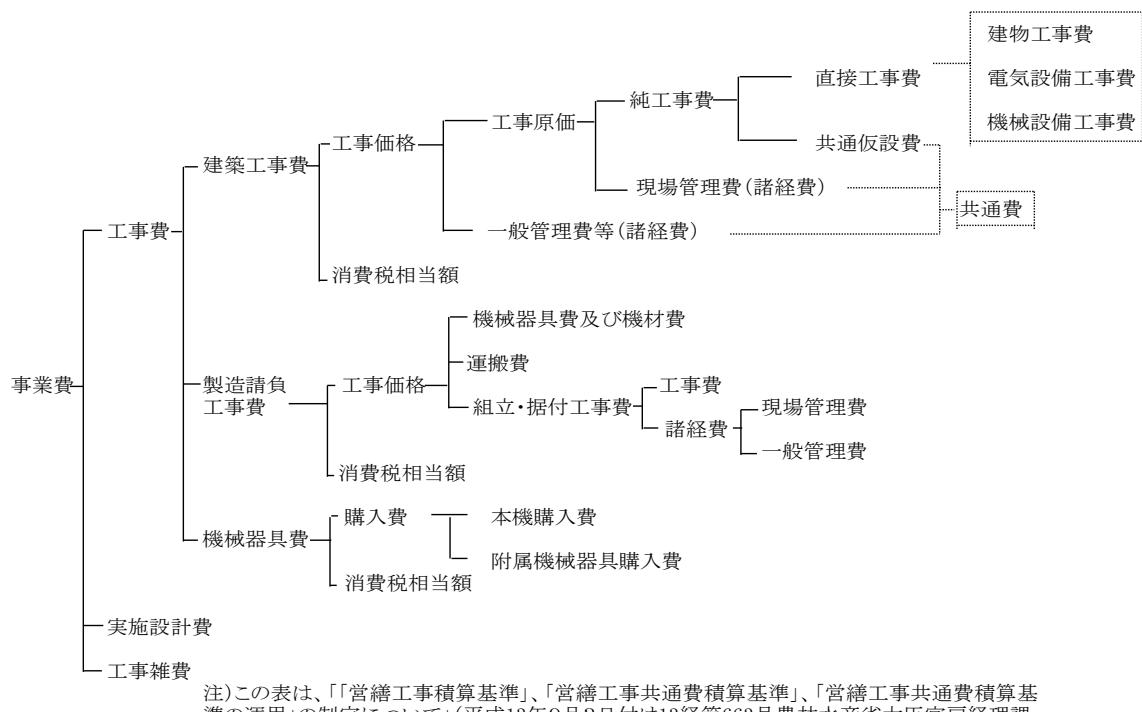


(2) 機械器具

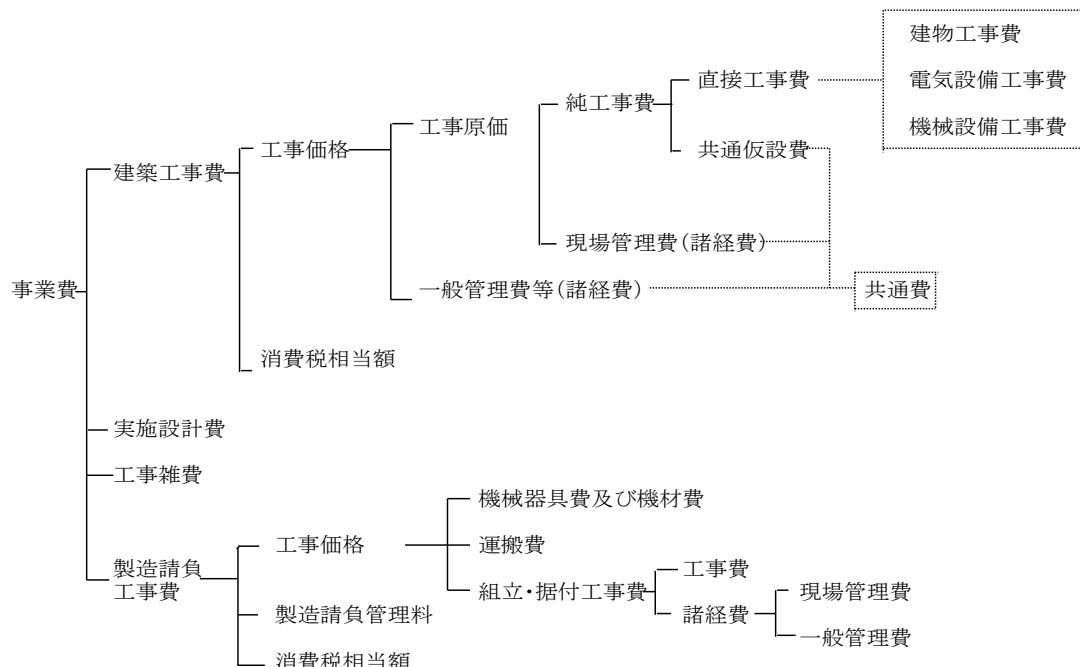


(3) 建設工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



イ 代行施行の場合



3 本交付金対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次に掲げる方法により積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合にあっては、事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

(1) 簡易な基盤整備

ア 区画整理等の整備の積算

原則として土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事標準積算基準（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業に準じて積算するものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負費とする。

(2) 機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、付属作業機購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討を行うものとする。

(3) 建設工事及び製造請負工事

建設工事に伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は直接工事費、共通費及び消費税相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上

するものとする。

- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合には、工事材料を支給することが工事費の低減につながるかどうかを検討し、工事費の低減につながるときは、原則として工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物又は工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区分	内容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行においては請負人等が、直営施行においては地方公共団体等が出資する法人が必要とする、表1に掲げる現場管理費及び表2に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

ただし、直営施行において地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等の直接工事費に対する比率については、利益相当率を除くものとする。

表1 現場管理費

区分	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通信交通費補償費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、漏水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雜費	会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する経費、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表2 一般管理費

区分	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する費用
従業員給与手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職

法定福利費	給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
福利厚生費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
維持修繕費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
事務用品費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
通信交通費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
動力用水光熱費	通信費、旅費及び交通費
調査研究費	電力、水道、ガス等の費用
広告宣伝費	技術研究、開発等の費用
交際費	広告、公告又は宣伝に要する費用
寄付金	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
地代家賃	社会福祉団体等に対する寄付
減価償却費	事務所、寮、社宅等の借地借家料
試験研究償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
開発償却費	新製品又は新技術の研究のために特別に支出した費用の償却額
租税公課	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のために特別に支出した費用の償却額
保険料	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
契約保証費	火災保険その他の損害保険料
雑費	契約保証に必要な費用
	社内打合わせの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費

の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が地方農政局長等と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費及び組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

第15 事業の評価

第2の1、2及び3の事業にあっては、事業実施主体は、次に定めるところにより実施要綱第6の事業実施後の評価等を実施するものとする。

1 事業実施主体は、事業開始年度から目標年度までの毎年度について、振興推進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、次のとおり地方農政局長等に報告するものとする。

(1) 事業の評価については、取組状況、事業実績、事業実施体制等を踏まえた総合評価を行うものとする。

(2) 事業の評価の報告は、別紙様式第16号及び第17号により、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの期間において、5月末日までに行うものとする。

2 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を地方農政局等のホームページで公表するものとする。また、地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該評価結果を別紙様式第18号により農村振興局長へ速やかに報告するものとする。

3 地方農政局長等は、2の評価に当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。第三者機関は1により報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第19号により地方農政局長等に報告するものとする。

4 1により報告を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。なお、目標の達成状況が低調な場合とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 事業開始年度から目標年度までの期間において、同計画で定めた目標のうち雇用及び就労の達成率が3年続けて（第2の1の（2）の事業のみ実施する場合にあっては、2年続けて）70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合

(2) 事業実績が、振興推進計画に定めた取組内容に予定する実績の50%に満たない場合

第16 完了報告

事業実施主体は、第6の4により地方農政局長等が承認した振興推進計画及び事業実施計画に基づくすべての事業が完了した年度の翌年度の5月

末日までに、別紙様式第 20 号により、地方農政局長等に事業完了の報告を行ふものとする。

第 17 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第 18 収益納付

- 1 実施要綱第 7 の収益の納付については、その対象となる収益の生ずる期間は、事業完了の翌年度以降の 5 年度の期間とする。
- 2 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2326 号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 2 の通知によって平成 29 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前のこの要領により平成 30 年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(別表)

事 項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 農福連携整備事業	<p>(1) 福祉農園等整備事業</p> <p>ア 障害者や生活困窮者の雇用及び就労を目的とする農園、高齢者の生きがい農園、リハビリ農園等の福祉農園又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備</p> <p>イ 事業実施主体が経営する福祉農園で生産する農産物の加工又は販売（調理し飲食に供することを含む。）を行う施設の整備</p> <p>(2) 受入環境整備事業</p> <p>農業経営体が労働力として障害者や生活困窮者を受け入れるための施設（休憩所、作業場、更衣室、衛生設備、安全設備等）の整備</p>	<p>事項1の具体的な事業内容（1）及び事項2の具体的な事業内容（1）の事業を行う場合にあっては、（1）から（5）まで及び（10）の要件をすべて満たすこと。</p> <p>事項1の具体的な事業内容（2）及び事項2の具体的な事業内容（2）の事業を行う場合にあっては、（1）、（6）から（8）まで及び（10）の要件をすべて満たすこと。</p> <p>事項3を行う場合にあっては、（9）及び（10）の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 事業実施主体が経営する福祉農園又は障害者等を受け入れる農業経営体の農地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定による市街化区域内にある場合にあっては、次に掲げるいずれかの土地を利用していること。</p> <p>ア 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地</p> <p>イ 都市計画法第18条の2に定める基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に定める基本計画等において、保全の方針が示されている農地</p> <p>ウ 農地以外の土地であって、都市</p>	<p>交付率及び助成額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉農園等整備事業</p> <p>ア 交付率は、2分の1以内とする。</p> <p>イ 一事業実施主体当たりの助成額の上限は、モデル区分ごとに次のとおりとする。</p> <p>(ア) 簡易整備型福祉農園（比較的安価な設備投資により開設が可能な福祉農園）については、200万円とする。</p> <p>(イ) 高度営農型福祉農園（収益性の高い複合的な営農形態を導入した福祉農園、農業技術の取得を目的とする福祉農園及び効率的な経営のために複数の事業所等が利用する福祉農園）については、500万円とする。</p> <p>(ウ) 6次産業導入型福祉農園（農産物の生産と、その加工、販売、料理の提供等を併せて行う福祉農園）については、1,000万円とする。</p> <p>(エ) 介護・機能維持型福祉農園（高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした福祉農園）については、400万円とする。</p>

		<p>計画法等により福祉農園としての利用が認められている土地</p> <p>(2) 農産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定すること。</p> <p>(3) 目標年度までに、福祉農園に従事する障害者や生活困窮者の人数が5名以上増加すること。ただし、その過半数は障害者であるものとする。</p> <p>(4) 農園利用が障害者ではなく高齢者である場合にあっては、目標年度までに、要介護認定を受けた高齢者数が、5名以上増加すること。</p> <p>(5) 福祉農園等整備事業と福祉農園等支援事業は、原則として、併せて実施すること。</p> <p>(6) 事業実施主体となる地域協議会の構成員に市町村を含むこと。</p> <p>(7) 受入環境整備事業を行う場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>ア 地域内に障害者への農作業</p>	<p>(オ) 地域提案型福祉農園（地域に賦存する農業資源の活用、地域交流、商工観連携、再生可能エネルギーの活用等の先進的な取組を行う福祉農園）については、500万円とする。</p> <p>(2) 受入環境整備事業</p> <p>ア 交付率は、2分の1以内とする。</p> <p>イ 助成額の上限は、1事業実施主体当たり50万円とする。</p> <p>(1) 福祉農園等支援事業</p> <p>ア 交付率は、定額とする。</p> <p>イ 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり150万円とする。</p> <p>ウ 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、40万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。</p> <p>(2) 就農等支援研修事業</p> <p>ア 交付率は、定額とする。</p> <p>イ 各年度の助成額の上限は、1事業実施主体当たり200万円とする。</p> <p>ウ 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、40万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるも</p>
2 農福連携支援事業	<p>(1) 福祉農園等支援事業</p> <p>福祉農園の管理者、当該農園に従事する障害者や生活困窮者等が、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</p> <p>(2) 就農等支援研修事業</p> <p>就農等を希望する障害者や生活困窮者に対する農業経営体における研修並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</p>	<p>(4) 農園利用が障害者ではなく高齢者である場合にあっては、目標年度までに、要介護認定を受けた高齢者数が、5名以上増加すること。</p> <p>(5) 福祉農園等整備事業と福祉農園等支援事業は、原則として、併せて実施すること。</p> <p>(6) 事業実施主体となる地域協議会の構成員に市町村を含むこと。</p> <p>(7) 受入環境整備事業を行う場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>ア 地域内に障害者への農作業</p>	

			のとする。
3 農福連携人材育成支援事業	<p>(1) 農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材（以下「農業版ジョブコーチ」という。）の育成及び派遣を行う取組</p> <p>(2) 施設外就労コーディネーター育成支援事業 障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（以下「施設外就労コーディネーター」という。）の育成を行う取組</p>	<p>等の委託を希望する農業経営体が、2戸以上存在すること。 イ 目標年度において、地域内での農作業等の受委託日数が、障害者一人当たり年間 50 日以上であること。 ウ 目標年度までに、地域内で農作業等を受託する障害者や生活困窮者の人数が、5名以上増加すること。ただし、その過半数は障害者であるものとする。</p> <p>(8) 就農等支援研修事業を行う場合にあっては、研修を終えた障害者や生活困窮者を地域内で雇用することを前提とする取組であること。</p> <p>(9) 農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業及び施設外就労コーディネーター育成支援事業を行う場合にあっては、事業実施主体が育成した人材や派遣する人材の活動範囲が、複数市町村にまたがる等、広域的に実施すること。</p> <p>(10) 実施要領第 8 に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>※ 上記（2）の「地域内」とは、福</p>	<p>(1) 農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業 ア 交付率は、定額とする。 イ 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり 400 万円とする。</p> <p>(2) 施設外就労コーディネーター育成支援事業 ア 交付率は、定額とする。 イ 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり 400 万円とする。</p>

		<p>祉農園が所在する市区町村の区域内を指す。</p> <p>※ 上記（7）の「地域内」とは、農作業等を委託する農業経営体、受託する事業所等が所在する市区町村及び隣接する市区町村の区域内を指す。</p> <p>※ 上記（8）の「地域内」とは、研修を受け入れる農業経営体、障害者の所属する事業所等が所在する市区町村及び隣接する市区町村の区域内を指す。</p> <p>※ 生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)により実施されている生活困窮者自立相談支援事業において、就労に向けた支援計画（プラン）が作成されている者とする。</p>	
4 普及啓発等推進対策事業	<p>農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組並びに農業と新たな福祉分野との連携及び農福連携の推進に係る調査、研究等を行う取組</p> <p>(1) 農福連携の普及啓発事業</p> <p>(2) 農福連携の普及啓発に関する調査・研究事業</p>	<p>農福連携の全国展開に資する事業であること。</p>	<p>交付率及び助成額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 取組ごとの上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>